

旅館業営業許可申請について

＜営業許可申請の手続きを要する場合＞

- ・ 新しく建築物を建て、旅館を営業する場合
- ・ 既許可営業施設で、建築延べ面積の 50%以上にわたる増改築、移転等をする場合
- ・ 既許可営業施設で、営業者が変わる場合（営業者が個人→法人、法人→個人となった場合も含む）（令和 5 年 12 月 12 日以前に事業譲渡が行われた場合）
- ・ 既存の建築物（用途が旅館以外のもの）の用途を変更して旅館を営業する場合
- ・ 既許可営業の種別を変更する場合（例 旅館・ホテル営業→簡易宿所営業）

＜旅館業許可申請のながれ＞

① 事前相談、他法令の確認

- ・ 建設や改築工事等の前に、施設基準に適合するか図面にてご相談ください。
→「構造設備の基準」、「玄関帳場（フロント）について」及び「入浴設備の構造設備基準」参照
- ・ 平成16年度以降施設基準が変わっています。既存旅館業の許可施設にて申請する場合は注意が必要です。
- ・ 旅館業法以外の法令（都市計画法、消防法、建築基準法、水質汚濁防止法など）について、関係機関に必ずご確認ください。

② 申請書提出 …「旅館業営業許可申請に必要な書類等の一覧」参照

③ 意見照会※

④ 現地調査

⑤ 許可または不許可の決定

土日、祝日、年末
年始休暇を除く
15日間以内

⑥ 許可指令書の交付

※申請施設の敷地周囲おおむね100メートル以内に学校や都市公園等がある場合、旅館営業施設の設置によって施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、当所から関係機関に対し意見照会を行います。回答までに 1 か月程度時間を要することがあるため、早めに相談をお願いします。

＜その他＞

- ・ 温泉を利用する場合は、温泉法に基づく許可が必要ですので、併せてご相談ください。
- ・ 飲食の提供を行う場合は、当所食品衛生課にもご相談ください。

問合せ先	神奈川県平塚保健福祉事務所 生活衛生部 環境衛生課
所在地	〒254-0051 平塚市豊原町6-21
電話	0463-32-0130（代表） FAX：0463-35-4025

（令和 8 年 7 月版）

＜関係機関の問合せ先＞

※お問い合わせの際は、旅館業許可申請予定である旨をお伝えください。

関係法令	地域	所管部署	電話番号	住所
消防法	平塚市	消防本部予防課	0463-21-3240	平塚市浅間町9番1号 本館3階
	大磯町	消防本部消防総務課 予防係	0463-61-0911	大磯町大磯 1075
	二宮町	消防本部消防課 予防班	0463-72-0015	二宮町中里 711-1
建築基準法	平塚市	建築指導課	0463-23-1111（代）	平塚市浅間町9番1号 本館6階
	大磯町 二宮町	平塚土木事務所計画建築部 建築指導課	0463-45-3150（代）	平塚市中里 50-1
	平塚市	まちづくり政策課	0463-23-1111（代） 0463-21-8781（直）	平塚市浅間町9番1号 本館6階
都市計画法	大磯町	都市建設部 都市計画課 都市計画係	0463-61-4100 内線：221, 239, 243	大磯町東小磯 183
	二宮町	都市整備課 計画指導班	0463-71-5956（直）	二宮町二宮 961
	平塚市	環境保全課 環境指導担当	0463-23-1111（代） 0463-21-9764（直）	平塚市浅間町9番1号
水質汚濁防止法	大磯町 二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部環境保全課	0463-22-9254（直）	平塚市西八幡 1-3-1
	平塚市	まちづくり政策課 都市景観担当	0463-23-1111（代） 0463-21-8781（直）	平塚市浅間町9番1号本 館6階
	大磯町	大磯町都市計画課	0463-61-4100（代）	大磯町東小磯183
屋外広告物条例 （※1）	二宮町	平塚土木事務所計画建築部 許認可指導課	0463-45-3150（代）	平塚市中里 50-1
	土地利用調整 条例（※2）	土地水資源対策課	045-210-3115	横浜市中区日本大通 1
	平塚市	平塚警察署生活安全課	0463-31-0110	平塚市西八幡 1-3-2
風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に 関する法律	大磯町 二宮町	大磯警察署生活安全課	0463-72-0110	大磯町国府本郷 207-1

※1 屋外広告物を設置する場合に関係する法律又は条例です。

※2 事業者が市街化調整区域などにおける一定規模以上の開発行為を行う場合、法令に基づく許認可の前に県知事と土地利用に関する調整を行うことを義務づけた条例です。

集合住宅や別荘地等、管理規約が定められている場合は、営業許可後のトラブルを防止するため、旅館業営業について禁止されていないことを事前にご確認ください。

構 造 設 備 の 基 準	旅館・ ホテル	簡易 宿所
1 一客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあつては9㎡）以上であること。（施行令1条1項1号）	○	
2 旅館・ホテルにあつては、3.3㎡につき1人（寝台を置く客室にあつては4㎡につき1人）とすること。（条例別表第1-3(1)）	○	
3 客室の延床面積は、33㎡（法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。（施行令1条2項1号）		○
4 簡易宿所、季節営業にあつては、客室の収容定員は1. 65㎡につき1人とすること。（条例別表第1-3(1)(2)）		○
5 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。（施行令1条1項3号、同条2項3号） 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料で作られ、完全に排水できる構造設備のものであること。（条例別表第2-8、第3-8）	○ ○	○ ○
客室は、次の要件を満たすものであること。（条例別表第2-3、第3-3） ア 採光及び換気に必要な開口部は、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であること。 イ 地下又は屋根裏に設ける場合には、動力換気装置又は十分に換気できる適切な構造設備があること。 ウ 客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画し、互いに見通すことができない構造であること。 エ 客室には、客の衣類その他携帯品を安全に保管することができる鍵の掛かる構造設備があること。	○	○ ア、イのみ
6 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。（施行令1条2項2号）		○
7 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。（施行令1条1項4号、同条2項4号） 浴室は、次の要件を満たすものであること。（条例別表第2-9、第3-9） ア 外部から見通すことのできない構造であること。 イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の耐水性材料で作られていること。 ウ 脱衣所が別に設けられていること。 エ 水又は湯を供給できる設備があること。 オ 汚水を停滞することなく下水溝に排出できる構造設備であること。	○ ○	○ ○
8 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。（施行令1条1項5号、同条2項5号） 流水受槽式の洗面設備が設けられていること。（条例別表第2-5、第3-5）	○ ○	○ ○
9 適当な数の便所を有すること。（施行令1条1項6号、同条2項6号） 便所は、次の要件を満たすものであること。（条例別表第2-6、第3-6） ア 調理室と接続して設けられていないこと。 イ 窓その他の開口部には、ねずみ及び昆虫を防ぐ構造設備があること。 ウ 流水式手洗設備が設けられていること。	○ ○	○ ○
共同便所は、施設内に便所を付設していない客室がある場合、当該施設内に1以上設けなければならない。この場合において、便所を付設していない客室を有する階（当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階は除く。）にあつては、その階に設けなければならない。（条例別表第2-7、第3-7）	○	○
10 当該施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ客に飲食させるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。（施行令1条1項7号）	○	
11 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、床下は、通風及び排水が良好な構造であること。（条例別表第2-1、第3-1）	○	○
12 施設の外壁、屋根及び広告物の形態及び意匠は、周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでないこと。（条例別表第2-2、第3-2）	○	○
13 公衆の見やすい場所に、旅館業の施設の名称及び法第3条1項の許可に係る許可番号並びに旅館業の施設に人を宿泊させる間当該施設に営業者等が常駐しない場合にあつては、当該施設の営業者等と常時連絡の取れる連絡先を記載した標識を設けること。（条例別表第2-11、第3-11）	○	○

施行令：旅館業法施行令(昭和32年6月21日政令第152号)

条例：旅館業法施行条例(昭和32年12月24日条例第64号)

玄関帳場（フロント）について

	旅館・ホテル	簡易宿所
	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。（施行令1条1項2号、条例別表第3-4）	
	宿泊しようとする者と面接すること。ただし、ビデオカメラその他撮影機器及び通信機器を用いて宿泊者の本人確認を行う場合は、この限りではない。（条例別表第1-2）	
	営業者は宿泊者名簿を備え、次の事項を記載しなければならない。（法6条、施行規則4条の2-2） ア 氏名、住所、連絡先（施行規則4条の2-3） イ 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号（施行規則4条の2-3） なお、旅券の写しの保存により、氏名、国籍、旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えないこと。（要領V-5） ウ 到着年月日、出発年月日（細則6条）	
	宿泊者名簿の保管場所は、旅館業の施設又は営業者の住所とする。（施行規則4条の2-2）	
玄関帳場 有	玄関帳場又はフロントは、次の要件を満たすものであること。（条例別表第2-4、第3-4） ア 玄関を容易に見通すことができること。 イ 宿泊者名簿に記入させるための受付台を有すること。 ウ 客に直接面接できる構造設備であること。	
	エ 囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。（要領Ⅱ第1-8(1)） オ 玄関帳場に類する設備として従事者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができる。（要領Ⅱ第1-8(3)）	
玄関帳場 無 （代替設備を設置）	① 本人確認：宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備 ア 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。（要領V-4） イ ICTを活用した方法等により本人確認を行う場合、対面と同等の手段として次のいずれの要件にも該当すること。（要領V-4） ・宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。 ・当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。 （例：施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末） ウ 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認を常時鮮明な画像により実施すること。（要領Ⅱ第1-8(5)-2）	
	② 緊急時の駆けつけ体制：事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備 ア 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。（施行規則4条の3、条例別表第3-4） イ 緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけことが出来る体制が確保されていること。（要領Ⅱ第1-8(5)-1、第2-2(2)）	
	③ 宿泊者名簿：正確な記載を可能とする設備 ア 宿泊者名簿の正確な記載を可能とする設備を備えていること。（施行規則4条の3、条例別表第3-4） イ ICT代替設備を設けた場合も、宿泊者名簿の正確な記載を確保するため、宿泊者本人に宿泊者名簿の記載を求めること。（旅館業法に関するFAQ①13）	
	④ 鍵の受渡し：宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しを可能とする設備 宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を備えていること。 （施行規則4条の3、条例別表第3-4）	
	⑤ 出入り確認：宿泊者以外の出入りの状況を確認できる設備 ア 宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。（施行規則4条の3、条例別表第3-4） イ 現況の画像をディスプレイ等に表示すること。	
	ウ 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。（要領Ⅱ第1-8(5)-2） エ 営業者等が常駐し現況の画像を確認できる体制となっていること。	ウ 営業者等が現況の画像を確認すること又は当該画像の録画を定期的に確認することにより、現に宿泊している者の出入りの状況が確認できる体制となっていること。

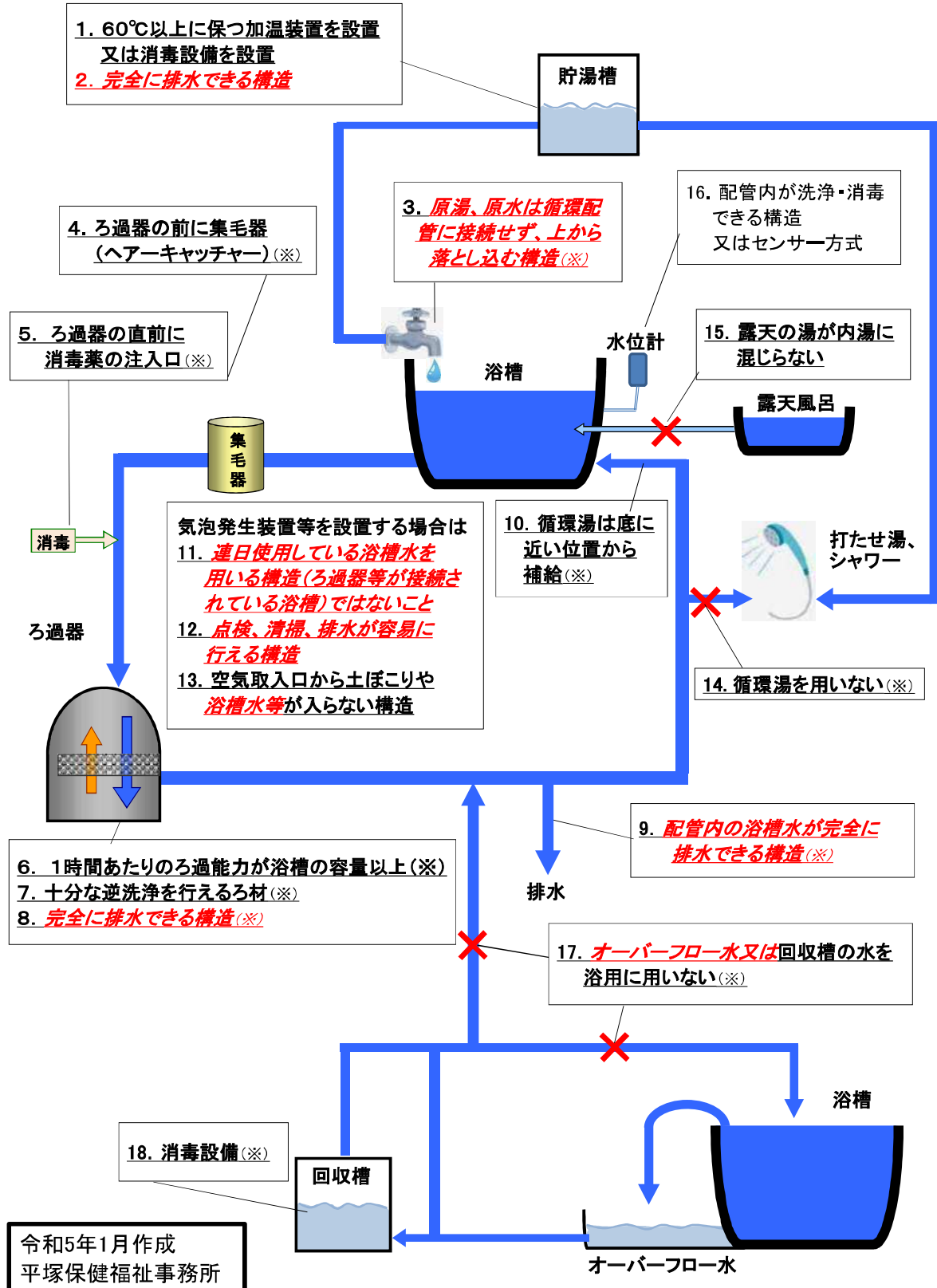
施行令：旅館業法施行令(昭和32年6月21日政令第152号)
条例：旅館業法施行条例(昭和32年12月24日条例第64号)
細則：旅館業法施行細則(昭和33年1月7日)
要領：旅館業における衛生等管理要領(平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知)

入浴設備の構造設備基準（旅館業）

(注1) 斜体部: 令和4年10月1日施行の条例改正により加筆・変更した箇所

(注2) 下線部: 法令、条例で規定されているもの

(注3) (※)印: 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する浴室には適用しない



【参考】根拠法令等

1	旅館業法施行条例	別表第2-9(2)ア 別表第3-9(2)ア	貯湯槽内の <u>原湯又は上がり用湯の温度</u> を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあつては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の <u>原湯又は上がり用湯</u> の消毒設備を設けること。
2	旅館業法施行条例	別表第2-9(2)イ 別表第3-9(2)イ	<u>貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。</u>
3	旅館業法施行条例	別表第2-9(3) 別表第3-9(3)	<u>浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。</u>
4,6,7	旅館業法施行条例	別表第2-9(4) 別表第3-9(4)	ろ過器を設置する場合にあつては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
5	旅館業法施行条例	別表第2-9(6) 別表第3-9(6)	浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。
8,9	旅館業法施行条例	別表第2-9(7) 別表第3-9(7)	<u>ろ過器等(ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等)は、完全に排水できる構造とすること。</u>
10	旅館業法施行条例	別表第2-9(5) 別表第3-9(5)	ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
11,12,13	旅館業法施行条例	別表第2-9(10) 別表第3-9(10)	気泡発生装置等(気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備)を設置する場合にあつては、 <u>連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、</u> 空気取入口から土ぼこり、 <u>浴槽水等</u> が入らないような構造であること。
14	旅館業法施行条例	別表第2-9(9) 別表第3-9(9)	打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
15	旅館業法施行条例	別表第2-9(11) 別表第3-9(11)	内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
16	旅館業における衛生等管理要領	Ⅱ第1-12(4)-2-1 Ⅱ第2-4	水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。
17,18	旅館業法施行条例	別表第2-9(8) 別表第3-9(8)	<u>オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続せず、</u> 回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

住宅宿泊事業法と旅館業法（簡易宿所営業）の比較

	住宅宿泊事業法	旅館業法（簡易宿所営業）
制度概要	届出（手数料なし）	許可（手数料あり）
営業日数	180日を超えてはならない ※ 制限区域では制限期間あり	制限なし
用途地域	制限なし ※ 県内は箱根町において制限区域あり	制限あり（住居専用地域、工業地域、工業専用地域では不可）
居住要件（家屋の別）	① 現に生活の本拠として使用されている家屋 ② 入居者の募集が行われている家屋 ③ 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋（別荘等）	規定なし
建築用途	住宅（居宅）、長屋、共同住宅、寄宿舍	（ホテル又は旅館…建築基準法での規定）
必要設備	台所、浴室、便所、洗面設備 国土交通省告示で定める安全措置（非常用照明器具、自動火災報知設備等）	宿泊者の需要を満たす規模の入浴設備（構造設備基準有り）、洗面設備（飲用適の水使用）、便所
客室面積	規定なし	延床33㎡以上 （定員10人未満では定員×3.3㎡以上）
定員あたりの面積	居室面積 3.3㎡以上／1人	客室面積 1.65㎡以上／1人
消防法令	適合	
管理形態	居室数6以上、事業者が不在となる又は届出者が法人の場合は管理業務委託が必要	規定なし（不在型では緊急時の駆け付け体制の整備等フロント代替設備が必要）
集合住宅の場合の規約による制限	制限あり （規約で禁止されている場合は届出不可）	制限なし （トラブル防止のため事前確認を推奨）
周辺環境に関する規定	施設の周囲10m以内に居住する住民（共同住宅の場合は管理組合又は同じ建物の居住者も対象）に事前周知が必要	敷地の周囲概ね100m以内の学校等において清純な施設環境が著しく害されるおそれがない旨の確認が必要
定期報告	必要（2か月ごと、宿泊日数、国籍別の宿泊者数等）	不要

ホームページに各様式を掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2p/cnt/ryokan.html>

平塚 旅館業法

検索

⇒神奈川県ホームページ「旅館業について」

届出先・事前相談窓口

神奈川県平塚保健福祉事務所

生活衛生部 環境衛生課

〒254-0051 平塚市豊原町6-21

電話 0463-32-0130（代）

FAX 0463-35-4025

旅館業営業許可申請に必要な書類等の一覧

必要な書類等		備 考	チェック欄
①旅館業営業許可申請		「旅館業営業許可申請書 記入例」を参照して作成	
営業施設の構造を明らかにする図面	②施設の配置図	敷地と道路の位置関係及び申請する施設の配置が分かる図	
	③施設の各階の平面図	③- 1 各階全体の平面図（寸法が記載されているもの）	
		③- 2 客室の内法面積が分かる図面 （「図面作成時の注意点」参照）	
	④施設の四面の立面図	立面図、透視図、若しくは施設の外観の写真	
	⑤玄関帳場（フロント）の詳細図	玄関帳場の構造が分かる立面図又は写真 （「図面作成時の注意点」参照） ※玄関帳場（フロント）の機能を代替する設備を有する場合は、フロント代替設備調査票（記入例参照）	
	⑥階層式ベッドの断面図	階層式のベッドのある客室がある場合は、その断面図 （「図面作成時の注意点」参照）	
	⑦浴槽等の構造図面	⑦- 1 入浴設備の調査票（記入例参照）	
⑦- 2 配管系統図（ろ過器、集毛器、塩素注入機等の位置関係や循環湯の補給場所等、入浴設備の構造が分かるもの）（「入浴設備の構造設備基準」参照）			
営業施設付近の見取り図	⑧縮尺 1/3000 以上の地図	「地図見本縮小版」を参照して作成 ※縮尺 1/3000 以上＝100mが 3.3cm 以上	
⑨標識の設置場所を記載した書面		当該設置場所が公衆の見やすい場所であることが分かる図面及び配置図等（「標識の設置について」参照） ※他の添付書類（②や③- 1 等）に書き込んでも構いません。	
⑩洗面用水の水質検査成績書の写し （洗面用水が水道水以外の場合）		国公立衛生試験機関等の水質検査成績書の写し （「許可申請時の水質検査について」参照） ※ 原本照合するため、原本もお持ちください。 ※ <u>水質検査成績書の取得には、1 か月以上を要する場合があります。詳しくは検査機関にお問い合わせください</u>	
⑪浴用水の水質検査成績書の写し （浴用の水が水道水以外の場合）			
⑫定款又は寄附行為の写し （法人の場合）			
⑬規約の写し（健康保険組合、管理組合法人、宗教法人等の場合）			
旅館業の申請手数料		22,060円（令和4年9月現在）	

※ 上記の添付書類のほかに、次の書類の提示をお願いします。（確認後、返却します。）

- ・ 消防関係手続書類（適合通知書、検査済証、消防署の収受印が押印してあるもの等）
- ・ 自主管理の手引書
- ・ 申請者が法人の場合は、商業登記事項証明書（原本）

※ 前営業者の旅館業営業廃止届又は住宅宿泊事業の廃業等届出書が必要です。

（現に旅館業の許可を取得している施設又は住宅宿泊事業法の届出をしている施設について）

第1号様式（第2条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

申請年月日を記入

旅館業営業許可申請書【記入例】

年 月 日

神奈川県平塚保健福祉事務所長殿

申請者〔法人にあつては、主たる事

申請者が法人の場合は、登記上の住所、会社名、代表者名を記入

住 所 〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇県△△市××町●●●番地

氏 名 株式会社▲▲▲

代表取締役 □□□□

生年月日（申請者が個人の場合）

年 月 日

電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

次のとおり旅館業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により申請します。

営 業 の 種 別	1	旅館・ホテル営業	2	簡易宿所営業	3	下宿営業
旅館業の施設	所在地	郵便番号（〇〇〇—〇〇〇〇） 中郡△△町××〇〇〇—〇〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇				
	名 称	かながわの宿				
宿泊者名簿を営業者の事務所で保管する場合は、当該事務所の所在地及び名称	所在地	郵便番号（ ） 電話				
	名 称	旅館業の施設以外で保管する場合は記入				
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無	1	精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者			有（ ） 無	
	2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者			有（ ） 無	
	3	禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくはこれに基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者			有（ ） 無	
	4	旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者			有（ ） 無	
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団員又は同号に規定する者）第15条第1項第1号に該当することの有無			有（ ） 無	
	6	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（法定代理人が法人である場合）第5条第1項第2号に該当することの有無			有（ ） 無	
	7	法人であつて、その業務を行うに当たって、第5条第1項第3号に該当する者があるもの			有（ ） 無	
	8	暴力団員等がその事業活動を支配する者（暴力団員等）第5条第1項第4号に該当することの有無			有（ ） 無	
旅館業法施行規則第5条第1項各号の施設に該当することの有無		有（ ） 無				
付近200メートル以内に学校等がある場合は、学校等との距離及び学校等の名称		△△町立〇〇小学校 40m				

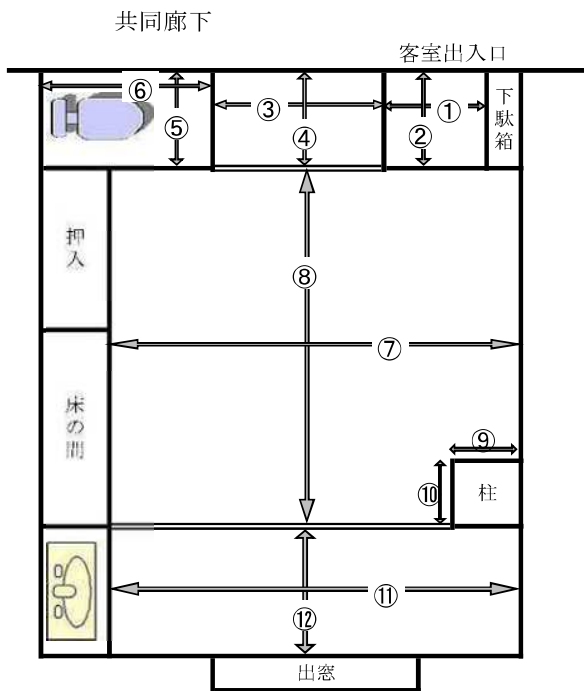
次のいずれかの施設に該当することの有無について記入
① キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
② 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
③ 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
④ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

(裏)		構 造 設 備 等		建築基準法の建築確認申請書と同様にする。 (1棟の延面積が3000㎡以上の場合は特定建築物の届出も必要になる。)		
使用する施設及びその面積		鉄筋コンクリート 造		平屋建 1棟	階建 1棟	
客室及び定員	広 さ	室 数	鍵の掛かる 構造設備の有無	定 員	寝台の有無	
	A 18.56 ㎡	8 室	☒ 有・無	16 人	有・ ☒ 無	
	B 19.88 ㎡	8 室	☒ 有・無	16 人	☒ 有・無	
	C 32.56 ㎡	2 室	☒ 有・無	10 人	☒ 有・無	
	D 23.45 ㎡	2 室	☒ 有・無	12 人	有・ ☒ 無	
	E 45.78 ㎡	2 室	☒ 有・無	5 人	寝台(ベッド)の有無を記入	
合 計	22 室		59 人			
部屋のタイプごとに番号等をつけ、 平面図にも同じ番号を記入 (面積の算定方法は「図面作成時の 注意点」参照)		・ ☒ 人工照明	客 室 の 換 気	☒ 自然換気・ ☒ 動力換気		
		☒ 有 (面積 15.8㎡)	・ 無	定員数合計		
又は フロント	機能に代わる設備を有する場合は、その内容 別紙のとおり					
	便所の箇所数を記入					
便所	数	男性用 3箇所	女性用 3箇所	客室 22箇所		
	便 器 の 数	大 4 個・小 3個	5個	大 22個・小 個		
洗面設備	個室 22箇所・給水(湯)栓 22個 / 共用 8 箇所・給水(湯)栓 14個					
洗面用水	1 ☒ 水道水 2 その他 ()					
浴室等	数 及 び 面 積	男性用1箇所 52.3㎡	女性用1箇所 60.4㎡	客室22箇所 66.5㎡		
	浴 槽 数	屋内 (2) 屋外 (1)	屋内 (2) 屋外 (1)	屋内 (22) 屋外 (6)		
	ろ過器等の有無	☒ 有 (3)・無	☒ 有 (3)・無	☒ 有 ()・無		
	気泡発生装置等の有無	☒ 有 ()・無	浴室(脱衣所を含まない)の面積を記入			
	給 水 (湯) 栓	10 個	10 個	22 個		
	脱 衣 所	☒ 有・無	☒ 有・無	☒ 有		
等	原 湯	1 ☒ 水道水 2 ☒ その他 (温泉)	浴槽に入れる湯水			
	原 水	1 ☒ 水道水 2 その他 ()				
	上がり用湯	1 ☒ 水道水 2 その他 ()	洗い場及びシャワーの水栓から 供給される湯水			
	上がり用水	1 ☒ 水道水 2 その他 ()				
排水処理方法	1 下水道 2 ☒ 浄化槽 3 その他 ()					
備考						

図面作成時の注意点

客室面積

- ・客室の床面積の算定は、壁、柱等の内側で測定（いわゆる内法）によって行う。
- ・床面積とは、宿泊者が専有して利用し得る部分の面積であって、これには共同の廊下、客室の押入、床の間等は含まれないが、客室に附属する浴室、便所、板間等は含まれる。



踏込み ① 0.95 m × ② 0.80 m = 0.76 m²

板の間 ③ 1.50 m × ④ 0.80 m = 1.20 m²

トイレ ⑤ 0.80 m × ⑥ 1.40 m = 1.12 m²

和室 ⑦ 3.60 m × ⑧ 3.30 m = 11.88 m²

広縁 ⑪ 3.60 m × ⑫ 1.10 m = 3.96 m²

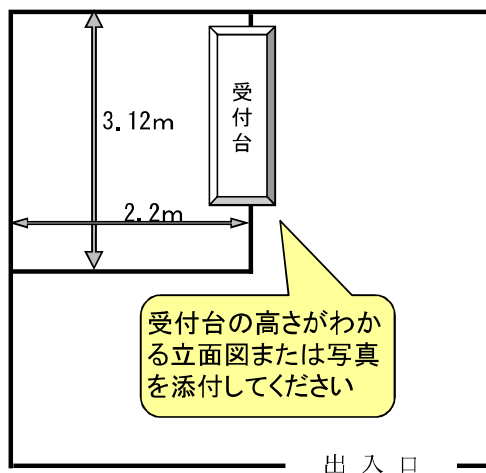
小計 18.92 m²

〔 柱 ⑨ 0.60 m × ⑩ 0.60 m = 0.36 m² 〕

客室面積： 18.92 m² - 0.36 m² = 18.56 m²

※ 全く同じ間取りの客室であれば、測定は1室でよい。

玄関帳場又はフロント

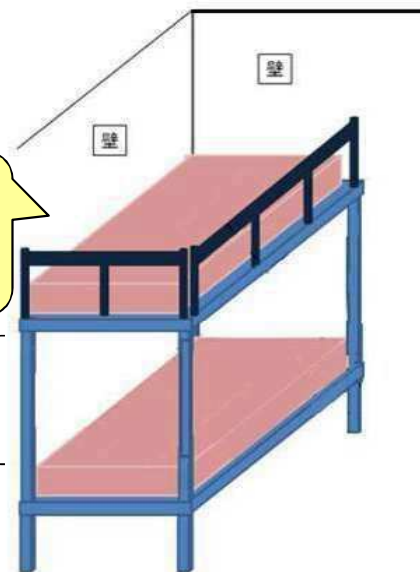


階層式寝台

上段のふちには、宿泊者が寝台から落ちないように手すりを設ける等適切に措置することが望ましい

おおむね1m以上※

下段マットレスの上から上段までの長さ



※旅館業法施行令第一条第二項第三号

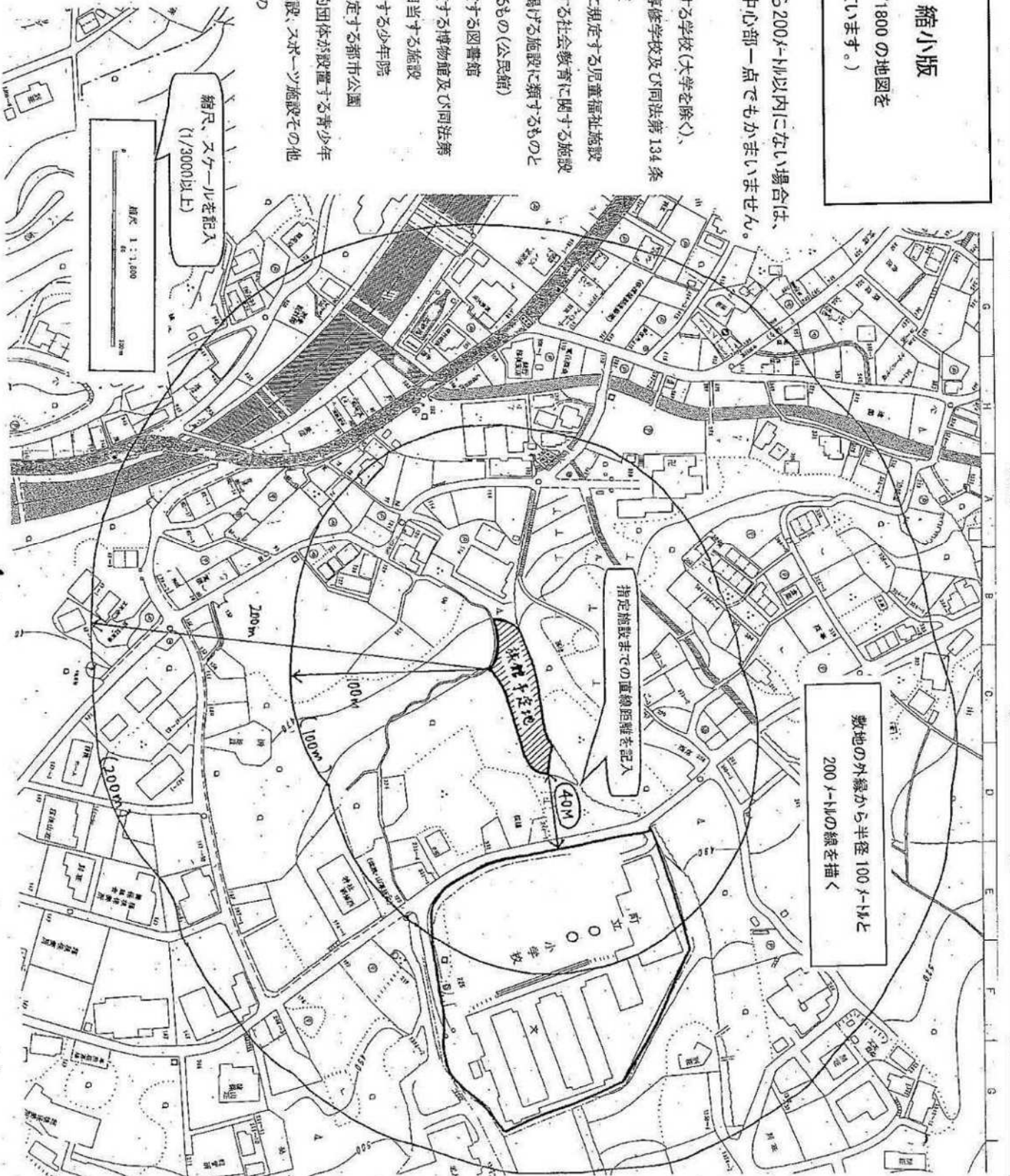
地図見本 縮小版

(この見本では、1/1800 の地図を
70%に縮小しています。)

対象施設が敷地の外縁から200メートル以内にならない場合は、
同心円の中心点は施設の中心部一点でもかまいません。

<対象施設>

- 1 学校教育法第一条に規定する学校(大学を除く)、
同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条
第1項に規定する各種学校
- 2 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設
- 3 社会教育法第二条に規定する社会教育に関する施設
その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものと
して都道府県の条例で定めるもの(公民館)
- 4 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- 5 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第
29条に規定する博物館に相当する施設
- 6 少年院法第2条第1項に規定する少年院
- 7 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
- 8 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年
の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他
の施設で、知事が指定したもの



フロント代替設備調査票【記入例① 完全不在型】

太枠内のみご記入ください。

種 別： 旅館ホテル ・ **簡易宿所** ・ 下宿

①本人確認

確認方法：対面（ 営業者 ・ 委託 ） ・ **タブレット** ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：

<設備を有する場合>

施設近傍から発信されていることの確認 **固定式** ・ その他（ ）

操作の流れ：「**かながわチェックインシステム**」を使用。宿泊者が予約情報を確認して「**チェックイン**」ボタンを押し、パスポート又は身分証を提示して顔写真を撮影する。

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

実際の操作の流れを具体的に記入

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐ソフト面の仕様書確認 ☐ハード面の仕様書確認（☐カメラ機能あり

設備があるので図示、提示が必要

②宿泊者名簿の正確な記載

実施方法：対面（ 営業者 ・ 委託 ） ・ **タブレット** ・ 用紙 ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：①に同じ

チェックを入れる

記載事項：☒氏名、☒住所、☒連絡先、☒到着年月日、☒出発年月日、☒国籍、☒旅券番号

保管場所：旅館業の施設 ・ **営業者の事務所**

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐ソフト面の仕様書確認（☐必須記載事項あり） ☐ハード面の仕様書

設備があるので図示、提示が必要

③鍵の受渡し

実施方法：対面（ 営業者 ・ 委託 ） ・ **キーボックス** ・ 電子ロック ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：①に

箱の中に鍵が入っているタイプ

暗証番号入力で扉が開くタイプ

<キーボックス又は電子ロックの場合>

客毎の番号変更：**可能** 不可能

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐仕様書確認（☐番号変更機能あり）

設備があるので図示、提示が必要

④宿泊者以外の出入りの確認

ビデオカメラ ・ その他（ ）

確認場所 **営業者の事務所** ・ その他（ ）

確認方法：常駐し確認 ・ **定期的に確認**（頻度：**1日1回（毎日〇時頃）**）

<委託の場合>

対応者氏名：①に同じ

※設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。画像を確認する場所の地図及び建物の図面等を添付すること。

図示、添付、提示いずれも必要

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐仕様書確認（☐録画機能あり ☐一定期間保存機能あり ☐動体検知機能あり）

⑤緊急時の駆けつけ体制

対応者：営業者 ・ **営業者の支店** ・

<営業者以外の場合>

対応者氏名：**〇〇株式会社〇〇支店（神奈川 花子）**

対応者住所：（〒 **012 - 3456** ）〇〇町×× **123 - 45**

対応者連絡先：**0123 - 45 - 6789**

宿泊客がかける連絡先を記入

営業施設までの所要時間：**8分**

※委託の場合：申請時に契約書又は契約内容を記載した文書を提示すること。

委託なので提示が必要

【保健所記入欄】契約内容確認結果

☐契約書等確認（☐緊急時駆けつけ可能 ☐営業者名記載あり ☐受託者名記載あり）

<参考> 営業者等が電話を受けて駆けつけ対応者に連絡する場合の連絡先の記入例
「0123-45-6789（営業者）→ 090-1234-5678（対応者）」

フロント代替設備調査票【記入例② チェックイン時対面型】

太枠内のみご記入ください。

種 別 **旅館ホテル** ・ 簡易宿所 ・ 下宿

①本人確認

確認方法：対面（**営業者** ・ 委託） ・ タブレット ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：

<設備を有する場合>

施設近傍から発信されていることの確認：固定式 ・ その他（ ）

操作の流れ：

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐ソフト面の仕様書確認 ☐ハード面の仕様書確認（☐カメラ機能あり ☐音声機能あり）

②宿泊者名簿の正確な記載

実施方法：**対面**（**営業者** ・ 委託） ・ タブレット ・ 用紙 ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：①に同じ

チェックを入れる

記載事項：☒氏名、☒住所、☒連絡先、☒到着年月日、☒出発年月日、☒国籍、☒旅券番号

保管場所：**旅館業の施設** 営業者の事務所

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐ソフト面の仕様書確認（☐必須記載事項あり） ☐ハード面の仕様書確認

③鍵の受渡し

実施方法：**対面**（**営業者** ・ 委託） ・ キーボックス ・ 電子ロック ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：①に同じ

<キーボックス又は電子ロックの場合>

客毎の番号変更：可能 ・ 不可能

※設備を有する場合：設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐仕様書確認（☐番号変更機能あり）

④宿泊者以外の出入りの確認

ビデオカメラ その他（ **旅館・ホテル営業の場合は常駐確認が必要** ）

確認場所：**営業者の事務所** ・ その他（ ）

確認方法：**常駐し確認** ・ 定期的に確認（頻度： ）

<委託の場合>

対応者氏名：①に同じ

※設置場所を図示すること（平面図等）に書き込み可。設備仕様書を提示すること。
画像を確認する場所の地図及び建物の図面等を添付すること。

図示、添付、提示
いずれも必要

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐仕様書確認（☐録画機能あり ☐一定期間保存機能あり ☐動体検知機能あり）

⑤緊急時の駆けつけ体制

対応者：**営業者** ・ 営業者の支店 ・ 委託

<営業者以外の場合>

対応者氏名：

対応者住所：（〒 - ）

対応者連絡先：

営業施設までの所要時間：

※委託の場合：申請時に契約書又は契約内容を記載した文書を提示すること。

【保健所記入欄】契約内容確認結果

☐契約書等確認（☐緊急時駆けつけ可能 ☐営業者名記載あり ☐受託者名記載あり）

1 宿泊者名簿の記載について

旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所）の施設では、法令等（旅館業法、旅館業法施行規則及び旅館業施行細則）の定めにより、宿泊者名簿を備えつけ、管理しなければなりません。

宿泊者名簿には次の項目を記載します。

- ・氏名、住所、連絡先
- ・到着年月日、出発年月日
- ・日本に住所を有しない外国人の場合は、国籍、旅券番号
(パスポートの写しを保管する場合は、記載を省略できる)



○国内におけるテロ等の不法行為及び感染症の蔓延を未然に防止する観点から、宿泊者名簿に正確な記載をするよう、宿泊者への案内を徹底してください。

○宿泊者名簿は3年間保存してください。

2 日本国内に住所を持たない外国人宿泊者について

外国人宿泊客に対してはパスポートの呈示を求め、写しの保存をお願いします。

外国人宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、国の指導によるものであることを説明してください。

※ 裏面に、厚生省作成の案内文がありますのでご活用ください。

外国人宿泊者向けの案内文「パスポート呈示等のお願い」

掲載ページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei26/01.html>

3 宿泊を拒否する場合について

旅館業法第5条の規定により、旅館業の営業者は、旅館業法及び旅館業法施行条例の定める場合を除き、宿泊を拒むことを禁止されています。

法第5条 営業者は、以下に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

宿泊を拒んでもよい場合～法及び条例から抜粋～

- ・宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- ・宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- ・宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき
- ・宿泊施設に余裕がないとき。
- ・宿泊しようとする者がでい酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- ・宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

パスポート呈示等のお願い

厚生労働省

日本政府は、法令に基づき、「日本国内に住所を持たない外国人」の方の宿泊に際しては、*氏名 *住所 *連絡先 等の記載に加えて*国籍 及び *旅券番号 の記載とパスポートの呈示及びコピーを義務付けましたので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

Request for producing of passports, etc. for identification purposes

Ministry of Health, Labour and Welfare

Since April 1, 2005, under the relevant laws and regulations, the Japanese Government is requiring “foreign nationals who do not possess an address in Japan” to provide their *nationality and *passport number in addition to their *name, *address, and *occupation, etc. and produce and make a copy of their passport upon checking in at lodgings. Your understanding and cooperation is appreciated.

여권 제시 등의 부탁

후생 노동성

일본 정부는 법령에 의거하여 2005년 4월1일부터「일본 국내에 주소를 갖지 않는 외국인」이 숙박할 때에는 *이름 *주소 *직업 등의 기재에 추가적으로 *국적 및*여권번호기재와 여권 제시 및 복사를 의무화하였으므로 이해와 협력을 부탁드립니다.

请出示护照等

厚生劳动省

日本政府根据法令，规定自2005年4月1日起，凡“在日本国内无住所的外国人”在投宿时，除必须填写*姓名*地址*职业等外，还有义务填写*国籍和*护照号码，并出示，复印护照，敬请予以理解，协助。

入浴設備の調査票【記入例】

※該当に○またはレ、下線部に記入

洗面用水（ <u>水道水</u> ・井戸水・湧水） → 直結・受水槽 <u>25</u> m ³		有効容量を記入する					
浴槽に使用する水の種類（ <u>水道水</u> ・井戸水・湧水・ <u>温泉</u> ） → 温泉 <u>1</u> 種類							
貯湯槽（ <u>有</u> ・無） → <u>原湯</u> ・ <u>上がり用湯</u>							
有の場合	（1）全ての箇所において 60℃以上を保持する加温装置（有・ <u>無</u> ）						
	貯湯槽に温度計の設置（有・ <u>無</u> ）						
	（2）貯湯槽内の湯水の消毒設備（ <u>有</u> ・無）						
	☒ 完全に排水できる構造である						
☒ 新鮮湯は、湯面より上から落とし込む構造である							
☒ 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する							
分湯マスや調節箱（ <u>有</u> ・無）		分湯マス：源泉配管の分岐部にあるマス 調節箱：カランやシャワーに送る湯の温度を調節するためのタンク					
有の場合	清掃等の管理は（ <u>施設</u> ・温泉供給元（ <u> </u> ））						
ろ過器（ <u>有</u> ・無）							
有の場合	☒ ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい ろ過能力 ① <u>5.0</u> m ³ /1時間 ② <u>10.6</u> m ³ /1時間 ③ <u> </u> m ³ /1時間						
	☒ ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（ <u>砂</u> ・その他（ <u> </u> ））						
	☒ 集毛器（ヘアキャッチャー、HC）はろ過器の前に設置されている						
	☒ 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている						
	☒ 完全に排水できる構造である						
浴槽水のろ過器や昇温装置等の循環配管（ <u>有</u> ・無）							
有の場合	☒ 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある						
	☒ 新鮮湯は、循環配管につながっていない						
	☒ 完全に排水できる構造である						
オーバーフロー回収槽（有・ <u>無</u> ）							
有の場合	☐ 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である						
	☐ 消毒設備は浴用とは別に消毒設備がある						
	☐ オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続していない						
打たせ湯（有・ <u>無</u> ） ☐ 循環湯を使用していない							
シャワー（ <u>有</u> ・無） ☒ 循環湯を使用していない							
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（ <u>有</u> ・無）							
有の場合	☒ 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である						
	☒ 連日使用している浴槽水を用いる構造でない						
	☒ 点検、清掃、排水が容易に行える構造である						
露天風呂と内湯の有無（ <u>両方有</u> ・内湯のみ・露天風呂のみ）							
有の場合	☒ 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない						
浴槽の名称	容量	ろ過器の有無	ろ過器の番号	昇温循環の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
露天風呂 （男女入替）	2.0 m ³	有・ <u>無</u>		<u>有</u> ・無 HC <u>有</u> ・無	<u>塩素系</u> ・消毒しない （ <u> </u> ）	<u>水道水</u> ・ <u>温泉</u> その他（ <u> </u> ）	

男子内湯	4.2 m ³	☐ 有・ ☐ 無	①	有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	☐ 塩素系・消毒しない ()	☐ 水道水・ ☐ 温泉 その他()	
		☐ 有・ ☐ 無	②	有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	()	()	
貸切風呂 (内湯)	1.2 m ³	有・ ☐ 無		有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	☐ 塩素系・消毒しない ()	☐ 水道水・温泉 その他()	客毎換水
浴槽の縦×横×深さから、浴槽内のお湯の容量を計算する。例：1.2m×2.0m×0.5m = 1.2 m ³ ※ 1 m ³ (立方メートル) = 1 立米(リュベイ) = 1,000ℓ(リットル) = 1m(メートル)×1m×1m ≒ 1 t(トン)							
	m ³	有・ ☐ 無		HC 有・ ☐ 無	()	その他()	
	m ³	有・ ☐ 無		有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	☐ 塩素系・消毒しない ()	☐ 水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・ ☐ 無		有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	☐ 塩素系・消毒しない ()	☐ 水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・ ☐ 無		有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	☐ 塩素系・消毒しない ()	☐ 水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・ ☐ 無		有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	☐ 塩素系・消毒しない ()	☐ 水道水・温泉 その他()	

上に書いたろ過能力の番号と一致させてください。

ろ過循環系統に付属する昇温装置は記載不要（「無」に○をつける）

(旅館業、公衆浴場)

許可申請時の水質検査について（原湯等）

原湯、原水、上がり用湯、上がり用水に水道水以外の水を使用する場合は、以下の水質検査が必要です。

○ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査項目（6項目）

	水質検査項目	判定基準
1	色度	5度以下
2	濁度	2度以下
3	水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下
4	有機物(全有機炭素の量)。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物(全有機炭素の量)の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素の量)の場合は3mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量の場合は10mg/L 以下
5	大腸菌	検出されないこと
6	レジオネラ属菌	検出されないこと(100mL 中に 10cfu 未満をいう)

※ 1～4については、判定基準を適用しないことがあります。

○ 洗面用水の水質検査項目・・・保健福祉事務所あてご相談ください。

【注意事項】

※ 採水の日を起点として6か月以内の水質検査成績書の写しを添付してください。

(照合のため、原本もお持ちください。確認後、返却します。)

※ 原水、原湯については、吐水口から浴槽に落ちる前の湯（水）、または貯湯槽内から採水してください。

※ 水質検査は、①国公立の衛生試験機関又は②食品衛生法及び水道法に規定する登録検査機関に検査を依頼してください。

登録検査機関は厚生労働省のホームページの「水質検査機関登録簿」に掲載されています。レジオネラ属菌等目的の検査項目の実施の有無、料金、採水方法、検査日数などは検査機関により異なりますので、直接各検査機関にお問合せください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>

(令和5年3月版)

標識の設置について

平成 30 年 6 月 15 日の旅館業法施行条例改正に伴い、標識の設置が義務付けられました。

許可申請時は、公衆の見やすい場所であることが分かる配置図等を添付してください。

また、許可取得後は、合法的な旅館業施設であることが近隣住民の方に分かるよう、速やかに 標識を設置してください。

○ 許可申請時の添付書類：標識の設置場所を記載した配置図等



○ 設置場所：公衆の見やすい場所（施設や敷地の外部から容易に確認できる場所）



○ 標識の内容：施設の名称、許可番号、常時連絡の取れる連絡先（営業者が常駐しない場合のみ）

< 参考様式（決まった様式はありません。各施設で作成してください） >

施設名称	
許可番号	第 01 号
連絡先 24 時間受付	

旅館業営業許可申請書

令和 年 月 日

神奈川県平塚保健福祉事務所長殿

申請者〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕
住 所 〒

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日
電話番号

次のとおり旅館業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により申請します。

営 業 の 種 別		1 旅館・ホテル営業	2 簡易宿所営業	3 下宿営業
旅館業の施設	所在地	郵便番号（ — ） 電話		
	名 称			
宿泊者名簿を営業者の事務所で保管する場合は、当該事務所の所在地及び名称	所在地	郵便番号（ — ） 電話		
	名 称			
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無	1	精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		有（ ） 無
	2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		有（ ） 無
	3	禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくはこれに基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者		有（ ） 無
	4	旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者		有（ ） 無
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（8において「暴力団員等」という。）		有（ ） 無
	6	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から5までのいずれかに該当するもの		有（ ） 無
	7	法人であつて、その業務を行う役員のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの		有（ ） 無
	8	暴力団員等がその事業活動を支配する者		有（ ） 無
旅館業法施行規則第5条第1項各号の施設に該当することの有無		有（ ） 無		
付近200メートル以内に学校等がある場合は、学校等との距離及び学校等の名称				

(裏) 構 造 設 備 等 の 概 要

使用する施設及びその面積		造 平屋建 棟 計 棟延べ m ²			
客室及び定員	広 さ	室 数	鍵の掛かる 構造設備の有無	定 員	寝台の有無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	合 計	室		人	
客室の採光及び照明		自然採光 ・ 人工照明		客 室 の 換 気	
		自然換気 ・ 動力換気			
玄関 帳場又は フロント	有 (面積 m ²) ・ 無				
	機能を代替する設備を有する場合は、その内容				
便 所	数	男性用 箇所	女性用 箇所	客室 箇所	
	便 器 の 数	大 個・小 個	個	大 個・小 個	
洗 面 設 備		個室 箇所・給水 (湯) 栓 個 / 共用 箇所・給水 (湯) 栓 個			
洗 面 用 水		1 水道水 2 その他 ()			
浴 室 等	数 及 び 面 積	男性用 箇所 m ²	女性用 箇所 m ²	客室 箇所 m ²	
	浴 槽 数	屋内 () 屋外 ()	屋内 () 屋外 ()	屋内 () 屋外 ()	
	ろ過器等の有無	有 ()・無	有 ()・無	有 ()・無	
	気泡発生装置等の有無	有 ()・無	有 ()・無	有 ()・無	
	給 水 (湯) 栓	個	個	個	
	脱 衣 所	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	原 湯	1 水道水 2 その他 ()			
	原 水	1 水道水 2 その他 ()			
	上がり用湯	1 水道水 2 その他 ()			
	上がり用水	1 水道水 2 その他 ()			
排 水 処 理 方 法		1 下水道 2 浄化槽 3 その他 ()			
備 考		許可状況証明希望 有 ・ 無			

<他法令手続等状況> (枠内に記入してください)

浄化槽法	設置有 (人槽) ・ 設置無	建築基準法	確認：未・済 → 対応：不要・済・途中
水質汚染防止法	相談：未・済 → 対応：不要・済・途中		建築用途変更：有・無
消防法	相談：未・済 → 対応：不要・済・途中	都市計画法	用途地域 ()

フロント代替設備調査票

太枠内のみご記入ください。

種 別： 旅館ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下宿

①本人確認

確認方法：対面（ 営業者 ・ 委託 ） ・ タブレット ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：

<設備を有する場合>

施設近傍から発信されていることの確認：固定式 ・ その他（ ）

操作の流れ：

※設備を有する場合：設置場所を図示すること(平面図等)に書き込み可)。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐ソフト面の仕様書確認 ☐ハード面の仕様書確認(☐カメラ機能あり ☐音声機能あり)

②宿泊者名簿の正確な記載

実施方法：対面（ 営業者 ・ 委託 ） ・ タブレット ・ 用紙 ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：①に同じ

記載事項：☐氏名、☐住所、☐連絡先、☐到着年月日、☐出発年月日、☐国籍、☐旅券番号

保管場所：旅館業の施設 ・ 営業者の事務所

※設備を有する場合：設置場所を図示すること(平面図等)に書き込み可)。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐ソフト面の仕様書確認(☐必須記載事項あり) ☐ハード面の仕様書確認

③鍵の受渡し

実施方法：対面（ 営業者 ・ 委託 ） ・ キーボックス ・ 電子ロック ・ その他（ ）

<委託の場合>

対応者氏名：①に同じ

<キーボックス又は電子ロックの場合>

客毎の番号変更： 可能 ・ 不可能

※設備を有する場合：設置場所を図示すること(平面図等)に書き込み可)。設備仕様書を提示すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐仕様書確認(☐番号変更機能あり)

④宿泊者以外の出入りの確認

ビデオカメラ ・ その他（ ）

確認場所：営業者の事務所 ・ その他（ ）

確認方法：常駐し確認 ・ 定期的に確認（頻度： ）

<委託の場合>

対応者氏名：①に同じ

※設置場所を図示すること(平面図等)に書き込み可)。設備仕様書を提示すること。

画像を確認する場所の地図及び建物の図面等を添付すること。

【保健所記入欄】仕様確認結果

☐仕様書確認(☐録画機能あり ☐一定期間保存機能あり ☐動体検知機能あり)

⑤緊急時の駆けつけ体制

対応者：営業者 ・ 営業者の支店 ・ 委託

<営業者以外の場合>

対応者氏名：

対応者住所：(〒 -)

対応者連絡先：

営業施設までの所要時間：

※委託の場合：申請時に契約書又は契約内容を記載した文書を提示すること。

【保健所記入欄】契約内容確認結果

☐契約書等確認(☐緊急時駆けつけ可能 ☐営業者名記載あり ☐受託者名記載あり)

入浴設備の調査票

※該当に○またはレ、下線部に記入

洗面用水（水道水・井戸水・湧水） → 直結 ・ 受水槽 _____m ³	
浴槽に使用する水の種類（水道水・井戸水・湧水・温泉） → 温泉____種類	
貯湯槽（有・無） → 原湯・上がり用湯	
有の場合	☐ （１）全ての箇所において60℃以上を保持する加温装置（有・無）
	☐ 貯湯槽に温度計の設置（有・無）
	☐ （２）貯湯槽内の湯水の消毒設備（有・無）
	☐ 完全に排水できる構造である
☐ 新鮮湯は、湯面より上から落とし込む構造である	
☐ 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱（有・無）	
有の場合	清掃等の管理は（施設・温泉供給元（_____））
ろ過器（有・無）	
有の場合	☐ ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい ろ過能力 ①_____m ³ /1時間 ②_____m ³ /1時間 ③_____m ³ /1時間
	☐ ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（砂・その他（_____））
	☐ 集毛器（ヘアキャッチャー、HC）はろ過器の前に設置されている
	☐ 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	☐ 完全に排水できる構造である
浴槽水のろ過器や昇温装置等の循環配管（有・無）	
有の場合	☐ 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	☐ 新鮮湯は、循環配管につながっていない
	☐ 完全に排水できる構造である
オーバーフロー回収槽（有・無）	
有の場合	☐ 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	☐ 消毒設備は浴用とは別に消毒設備がある
	☐ オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続していない
打たせ湯（有・無） ☐ 循環湯を使用していない	
シャワー（有・無） ☐ 循環湯を使用していない	
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（有・無）	
有の場合	☐ 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	☐ 連日使用している浴槽水を用いる構造でない
	☐ 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無（両方有・内湯のみ・露天風呂のみ）	
有の場合	☐ 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

[illegible]

（作成例）

旅館業、公衆浴場業の自主管理の手引書

営業者氏名（法人の名称）

株式会社〇〇〇

手引書に様式の指定はありません。
この作成例を参考に、各施設で作成してください。

営業所名称

かながわの湯

営業所所在地

中郡△△町〇〇 1 2 3 4 － 5

作成年月日

令和 7 年 4 月 1 日

手引書を作成した年月日を記入。
レジオネラ菌が検出されるなど、管理方法を見直す必要が生じた際には改訂を行う。

手引書の内容の確認欄

施設長	神奈川 太郎
衛生管理責任者	神奈川 一郎
清掃責任者	神奈川 二郎
設備責任者	神奈川 三郎

一人が全てを兼務してもかまいません。
誰が責任をもって管理するかを定めましょう。

1. 構造設備の概要

申請時に添付する「構造設備についての調査票」と同じ
内容のため、その写しで代用しても構いません。

洗面用水 (☐ 水道水 ☒ 井戸水 ☐ 湧水) → 直結 ☐ 受水槽 <u>18</u> m ³	
浴槽に使用する水の種類 (☐ 水道水 ☒ 井戸水 ☐ 湧水 ☐ 温泉) → 温泉 <u>1</u> 種類	
貯湯槽 (☒ 有 ☐ 無) → ☐ 原湯 ☒ 上がり用湯	
有の場合	(1) 全ての箇所において 60℃以上を保持する加温装置 (☐ 有 ☒ 無)
	貯湯槽に温度計の設置 (☒ 有 ☐ 無)
	(2) 貯湯槽内の湯水の消毒設備 (☒ 有 ☐ 無)
	☒ 完全に排水できる構造である
☒ 新鮮湯は、湯面より上から落とし込む構造である	
☒ 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱 (☒ 有 ☐ 無)	
有の場合	清掃等の管理は (☒ 施設 ☐ 温泉供給元 ())
ろ過器 (☒ 有 ☐ 無)	
有の場合	☒ ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい ろ過能力 ① <u>5.0</u> m ³ /1時間 ② <u>10.6</u> m ³ /1時間 ③ _____ m ³ /1時間
	☒ ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材 (☐ 砂 ☐ その他 ())
	☒ 集毛器はろ過器の前に設置されている
	☒ 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	☒ 完全に排水できる構造である
浴槽水のろ過器や昇温装置等の循環配管 (☒ 有 ☐ 無)	
有の場合	☒ 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	☒ 新鮮湯は、循環配管につながっていない
	☒ 完全に排水できる構造である
オーバーフロー回収槽 (☐ 有 ☒ 無)	
有の場合	☐ 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	☐ 消毒設備は浴用とは別に消毒設備がある
	☐ オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続していない
打たせ湯 (☐ 有 ☐ 無) ☐ 循環湯を使用していない	
シャワー (☒ 有 ☐ 無) ☒ 循環湯を使用していない	
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備 (☒ 有 ☐ 無)	
有の場合	☒ 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	☒ 連日使用している浴槽水を用いる構造でない
	☒ 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無 (☒ 両方有 ☐ 内湯のみ ☐ 露天風呂のみ)	
有の場合	☒ 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

分湯マス：源泉配管の分岐部にあるマス
調節箱：カランやシャワーに送る湯の
温度を調節するためのタンク

浴槽によって設備等に
違いがある場合は記入

浴槽の名称	容量	ろ過器の有無	ろ過器の番号	昇温循環の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
露天風呂 (男女入替)	2.0 m ³	有・ ☐ 無		☐ 有・ ☐ 無 HC ☐ 有・ ☐ 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
男子内湯	4.2 m ³	☐ 有・ ☐ 無	①	有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
		☐ 有・ ☐ 無	②	有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
客室風呂 (内湯) 5室	各 1.2 m ³	有・ ☐ 無		有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	客毎換水
浴槽の縦×横×深さから、浴槽内のお湯の容量を計算する。例：1.2m×2.0m×0.5m = 1.2 m ³ ※ 1 m ³ (立方メートル) = 1 立米(リューベイ) = 1,000ℓ(リットル) = 1m(メートル)×1m×1m ≒ 1 t(トン)							
	m ³	有・ ☐ 無		有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・ ☐ 無		有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・ ☐ 無		有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・ ☐ 無		有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・ ☐ 無		有・ ☐ 無 HC 有・ ☐ 無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	

2. 浴槽水の水質検査

浴槽水を循環させることなく客ごとに換水する浴槽は、水質検査を実施する義務はありません。

① 実施頻度

年に1回

全ての浴槽ごとに、最も汚れていると思われるタイミングで採水してください。

② サンプルングの場所等の注意事項

サンプルングする日	毎年〇月
サンプルングする水	全ての浴槽ごとに、浴槽内の湯を採取する
サンプルングの時間	営業時間終了後、清掃・消毒前の湯を採取する
サンプルング場所	浴槽内の流れが滞留しやすい場所で採取する

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量）の場合は1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。	有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
3	大腸菌	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
4	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地： 〇〇県××市〇〇〇12-5

名称： △△水質検査センター

電話番号： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

上記4項目を検査できるところであればどこでもかまいません。

3. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査

① 実施頻度

浴槽やろ過器の構造設備に変更があった場合、浴槽に使用する原水(温泉・井戸水等)を変更した場合に行う検査です。検査を実施する必要があるか分からない場合は、保健福祉事務所までお問い合わせください。

浴槽等の構造変更があったとき

浴槽に使用する原水(温泉・井戸水等)に変更があった場合

② サンプルング場所

入浴する前のきれいなお湯を検査するため、貯湯槽内または吐水口から採水してください。

貯湯槽内、または吐水口から浴槽に落ちる前の湯

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	水素イオン濃度指数	5.8 以上 8.6 以下であること。	ガラス電極法
4	有機物(全有機炭素の量)。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物(全有機炭素の量)の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素の量)の場合は1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。	有機物(全有機炭素の量)の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されない(100ミリリットル中に10cfu未満をいう。)こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地: 〇〇県△△市×××

名称: 〇〇県水質検査センター

電話番号: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

公的検査機関または食品衛生法及び水道法第20条に規定する登録検査機関登録検査機関である必要があります。

4. 浴槽の日常清掃

【ろ過器のある浴槽（男女内湯）】

7日に1回、浴槽水を完全に排水し、〇〇洗剤を用い浴槽全体をブラシで洗浄する。
岩の隙間等、ブラシが届かない箇所は高圧洗浄にて洗浄を行う。
その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、浴槽水を完全に排水し、□□洗剤を用い浴槽全体をスポンジで洗浄する。
その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

- ・ 浴槽ごとに、完全に換水して行う清掃の頻度と、その方法を記入
- ・ 形状や素材等を考慮し、浴槽ごとに適した清掃方法を具体的に記入する。

5. ろ過器の管理

ろ過器①：1日1回、自動設定にて逆洗浄を行い、機械が正常に作動していることを確認する。

ろ過器②：7日に1回、手動で逆洗浄を行う（レバーを「逆洗浄」にあわせ、30分間放置したあと元に戻す）。

逆洗浄の頻度と、その方法を記入

6. 循環配管（追い炊き含む）の消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

- (1) ろ過器の逆洗浄を行う。
- (2) 浴槽水を排水し、水位を底から□cmまで下げる。
- (3) 残った浴槽水に△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。
- (4) ろ過循環（又は追い炊き）を3時間行う。
- (5) お湯を完全に排出する。
- (6) 4の方法で浴槽内の清掃を行う。
- (7) 新しい湯を補給し、しばらく循環させる。

- ・ 配管消毒の頻度と、その方法を記入
- ・ (2)は、循環ができる程度まで水位を下げる。
- ・ (3)は、塩素濃度が5～10mg/Lになるように、具体的な数値を記入する。

7. 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃・消毒について

毎日、集毛器を外して中のゴミを取り除き、洗剤とスポンジで洗浄した後、△△塩素剤で拭き消毒する。

清掃頻度と、その方法を記入

8. 水位計配管の消毒

【循環可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に高濃度塩素水を流し込み、3時間循環させる。

【循環不可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に□□洗浄剤を入れ、〇分おいた後に水道水で流す。

9. 気泡発生装置等の清掃・消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

- (1) 気泡板を外して内部を洗浄する。
- (2) 水位が底から□cmになるまで湯を張り、△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。
- (3) 装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、3時間放置する。
- (4) 装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、4の方法で浴槽内の清掃を行う。

10. 浴槽水の消毒設備の管理方法、消毒状況の確認方法

【ろ過器】

毎日、薬液ポンプが正常に作動し、薬液の注入が行われていることを確認する。
また、塩素タンク内の薬剤が少なくなっていたら追加する。

【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、清掃後（12時）と夜（21時）に、塩素△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。

【各浴槽】

浴槽水の遊離残留塩素の測定を1日3回（15時・19時・23時）行い、全てで0.4mg/L以上であることを確認する。
下回っていた場合は、塩素△△塩素剤（濃度□%）を入れ、再度遊離残留塩素を測定し、0.4mg/L以上であることを確認する。

消毒設備の管理方法（又は塩素を手動で添加する方法）や、消毒状況を確認する方法について記入

1 1. 浴槽水を塩素系薬剤で消毒しない場合の他の適切な衛生措置

【検証前の浴槽（貸切風呂①）】

次のスケジュールで水質検査を実施する。

- 1年目：〇〇年1月（冬）4項目検査
10月（秋）レジオネラ属菌検査
- 2年目：〇〇年1月 4項目検査
7月（夏）レジオネラ属菌検査
- 3年目：〇〇年1月 4項目検査
4月（春）レジオネラ属菌検査

以上の検査で全てレジオネラ属菌検査陰性を確認できた場合、以降は毎年1月の4項目の水質検査を行う。
いずれかの検査結果でレジオネラ属菌が検出された場合は、管理方法の見直しを行い、再度同様のスケジュールで季節ごとの水質検査を行う。

【検証が完了した浴槽（貸切風呂②）】

次のスケジュールで水質検査を実施し、全てレジオネラ属菌検査陰性を確認した。

（採水日）20〇〇.1.12（4項目）、20〇〇.4.15、20〇〇.7.15、20〇〇.10.15、20〇〇.1.12（4項目）

今後は、水質検査結果が不適であった場合や、設備や清掃手順を変更した場合には、再度、検証を実施する。

※該当する場合のみ

利用客が多い時期や季節変動を考慮した頻度で検査を行う。

※検査頻度は、それぞれの施設の状況に応じて検討する。

1 2. 浴槽、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の定期清掃

1年に2回、すべての浴槽において、□□業者に依頼して浴槽全体と配管内を過酸化水素にて洗浄する。
その後、6の方法で循環配管の消毒を、7の方法で集毛器の清掃・消毒を、8の方法で水位計配管の消毒を、9の方法で気泡発生装置の清掃を行う。

4～9に記入した日々の清掃や消毒以外に、大掃除などをする場合はその方法を記入

1 3. 貯湯槽の清掃・消毒

- ・毎日、営業時間前に貯湯槽の温度計を確認し、60℃を下回っている場合は貯湯槽内に塩素剤を注入する。
- ・1年に1回（毎年6月）、△△清掃業者に依頼し、貯湯槽の清掃を行う。

貯湯槽の管理方法、清掃頻度とその方法を記入

※飲用の貯湯槽ではなく、浴槽用・シャワー用のお湯を貯めている貯湯槽（温泉タンク、ストレージタンク）について記入する。

1 4. 調節箱の清掃

1年に1回（毎年6月）、分湯枡をブラシ及び洗剤にて清掃し、必要に応じて塩素剤で消毒する。

1 5. オーバーフロー回収槽の湯水の消毒設備の管理方法

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

1 6. オーバーフロー回収槽の清掃・消毒

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

1 7. その他の必要な事項

- ・ 打たせ湯、気泡発生装置は、それぞれの浴槽水の水質検査でレジオネラが検出されたら、ただちに使用を中止し、清掃・消毒を行う。
その後、再検査で陰性を確認するまで使用しない。
- ・ 洗い桶は、毎日水で洗い流して乾燥させる
- ・ 脱衣所のマットは、毎日交換する

1～16以外に、浴室の管理に必要なと思われる事項があれば記入

旅館業、公衆浴場業の自主管理の手引書

営業者氏名（法人の名称）

営業所名称

営業所所在地

作成年月日

手引書の内容の確認欄

施設長	
衛生管理責任者	
清掃責任者	
設備責任者	

1. 構造設備の概要

洗面用水（水道水・井戸水・湧水） → 直結・受水槽 _____m ³	
浴槽に使用する水の種類（水道水・井戸水・湧水・温泉） → 温泉_____種類	
貯湯槽（有・無）→ 原湯・上がり用湯	
有の場合	☐ （１）全ての箇所において 60℃以上を保持する加温装置（有・無）
	☐ 貯湯槽に温度計の設置（有・無）
	☐ （２）貯湯槽内の湯水の消毒設備（有・無）
	☐ 完全に排水できる構造である
☐ 新鮮湯は、湯面より上から落とし込む構造である	
☐ 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱（有・無）	
有の場合	清掃等の管理は（施設・温泉供給元（_____））
ろ過器（有・無）	
有の場合	☐ ろ過器の１時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい ろ過能力 ①_____m ³ /1時間 ②_____m ³ /1時間 ③_____m ³ /1時間
	☐ ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（砂・その他（_____））
	☐ 集毛器はろ過器の前に設置されている
	☐ 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	☐ 完全に排水できる構造である
浴槽水のろ過器や昇温装置等の循環配管（有・無）	
有の場合	☐ 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	☐ 新鮮湯は、循環配管につながっていない
	☐ 完全に排水できる構造である
オーバーフロー回収槽（有・無）	
有の場合	☐ ６面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	☐ 消毒設備は浴用とは別に消毒設備がある
	☐ オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続していない
打たせ湯（有・無） ☐ 循環湯を使用していない	
シャワー（有・無） ☐ 循環湯を使用していない	
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（有・無）	
有の場合	☐ 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	☐ 連日使用している浴槽水を用いる構造でない
	☐ 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無（両方有・内湯のみ・露天風呂のみ）	
有の場合	☐ 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

浴槽の名称	容量	ろ過器 の有無	ろ過器 の番号	昇温循環 の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	

2. 浴槽水の水質検査

① 実施頻度

② サンプルングの場所等の注意事項

サンプルングする日	
サンプルングする水	
サンプルングの時間	
サンプルング場所	

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量）の場合は1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。	有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
3	大腸菌	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
4	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地：_____

名称：_____

電話番号：_____

3. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査

① 実施頻度

② サンプルング場所

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	水素イオン濃度指数	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法
4	有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量）の場合は1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。	有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地：_____

名称：_____

電話番号：_____

4. 浴槽の日常清掃

5. ろ過器の管理

6. 循環配管（追い炊き含む）の消毒

7. 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃・消毒について

8. 水位計配管の消毒

9. 気泡発生装置等の清掃・消毒

10. 浴槽水の消毒設備の管理方法、消毒状況の確認方法

1 1. 浴槽水を塩素系薬剤で消毒しない場合の他の適切な衛生措置

--

1 2. 浴槽、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の定期清掃

--

1 3. 貯湯槽の清掃・消毒

--

1 4. 調節箱の清掃

--

1 5. オーバーフロー回収槽の湯水の消毒設備の管理方法

--

1 6. オーバーフロー回収槽の清掃・消毒

--

1 7. その他の必要な事項

--

自主管理点検表

作成例：循環なし

浴槽名 女子露天

令和 4 年

3月		遊離残留塩素濃度測定			浴槽の換水・清掃	脱衣室・浴室の清掃	貯湯槽の温度	水位計配管の消毒	気泡発生装置の清掃・消毒	循環配管の清掃・消毒	集毛器の清掃・消毒	ろ過器の逆洗浄	その他	担当者
実施頻度		1日3回以上			毎日	毎日	毎日	7日に1回	7日に1回	7日に1回	毎日	7日に1回		
日	曜日	6時	12時	20時										
1日	木	0.5	0.4	0.4	○	○	65℃							佐藤
2日	金	0.5	0.4	0.8	○	○	67℃	○	○					鈴木
3日	土	0.6	0.7	0.7	○	○	65℃							田中
4日	日	0.4	0.5	0.5	○	○	64℃							佐藤
5日	月	0.4	0.4	0.8	○	○	64℃							鈴木
6日	火	0.5	0.4	0.4	○	○	67℃							鈴木
7日	水	0.5	0.8	0.7	○	○	65℃							田中
8日	木	0.9	0.7	0.5	○	○	68℃							佐藤
9日	金	0.9	0.7	0.5	○	○	65℃	○	○					田中
10日	土	0.5	0.4	0.8	○	○	65℃							佐藤
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
その他の特記事項													責任者確認欄	
14日(休業日) ○○業者に依頼し、浴槽と水位計配管の過酸化水素による洗浄を実施。													神奈川一郎	
定期清掃や点検の実施状況等を記入														

自主管理点検表

作成例：循環あり

浴槽名 女子内湯

令和 4 年

3月		遊離残留塩素濃度測定			浴槽の換水・清掃	脱衣室・浴室の清掃	貯湯槽の温度	水位計配管の消毒	気泡発生装置の清掃・消毒	循環配管の清掃・消毒	集毛器の清掃・消毒	ろ過器の逆洗浄	その他	担当者
実施頻度		1日3回以上			7日に1回	毎日	毎日	7日に1回	7日に1回	7日に1回	毎日	7日に1回		
日	曜日	6時	9時	15時										
1日	木	0.4	0.5	0.4		○	68℃				○			佐藤
2日	金	0.5	0.8	0.4	○	○	66℃	○	○	○	○	○		鈴木
3日	土	0.5	0.4	0.8		○	65℃				○			田中
4日	日	0.6	0.7	0.7		○	66℃				○			佐藤
5日	月	0.4	0.5	0.5		○	65℃				○			鈴木
6日	火	0.4	0.4	0.8		○	67℃				○			鈴木
7日	水	0.5	0.4	0.4		○	67℃				○			田中
8日	木	0.5	0.8	0.7		○	67℃				○			佐藤
9日	金	0.9	0.7	0.5	○	○	65℃	○	○	○	○	○		田中
10日	土	0.5	0.4	0.8		○	65℃				○			佐藤
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
その他の特記事項													責任者確認欄	
14日(休業日) ○○業者に依頼し、浴槽、循環配管、水位計配管の過酸化水素による洗浄を実施し、ろ材を交換した。													神奈川一郎	
定期清掃や点検の実施状況等を記入														

自主管理点検表

浴槽名

令和 年

(網掛けは循環ありの場合のみ)

月		遊離残留塩素濃度測定			浴槽の換水・清掃	脱衣室・浴室の清掃	貯湯槽の温度	水位計配管の消毒	気泡発生装置の清掃・消毒	循環配管の清掃・消毒	集毛器の清掃・消毒	ろ過器の逆洗浄	その他	担当者
実施頻度		1日3回以上			毎日(循環なし)／7日に1回(循環あり)	毎日	毎日	7日に1回	7日に1回	7日に1回	毎日	7日に1回		
日	曜日	時	時	時										
1日														
2日														
3日														
4日														
5日														
6日														
7日														
8日														
9日														
10日														
11日														
12日														
13日														
14日														
15日														
16日														
17日														
18日														
19日														
20日														
21日														
22日														
23日														
24日														
25日														
26日														
27日														
28日														
29日														
30日														
31日														
その他の特記事項													責任者確認欄	

入浴設備の衛生管理について

神奈川県では、「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例」及び「旅館業法施行条例」により、入浴者の衛生のために必要な基準を定めています。

1 水質基準に適合するように維持管理してください。

水質検査を実施し、結果は3年間保管してください。

(1) 浴槽水：4項目

項目	水質基準
濁度	5度以下
有機物（全有機炭素の量（TOC））※	8mg/L 以下※
<u>大腸菌</u>	1個/ml 以下
レジオネラ属菌	不検出（10cfu 未満/100ml）

⇒ 水質検査の頻度：すべての浴槽で必ず1年に1回以上

- ・ 湯水の採取は清掃の直後を避け、混雑する時間帯に行ってください。
- ・ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は水質検査不要です。

(2) 原湯、原水、洗い場のカランやシャワーから出る温冷水：6項目

（水道水以外の水を使用している場合）

項目	水質基準
色度	5度以下
濁度	2度以下
水素イオン濃度指数（pH）	5.8 以上 8.6 以下
有機物（全有機炭素の量（TOC））※	3mg/L 以下※
大腸菌	不検出
レジオネラ属菌	不検出（10cfu 未満/100ml）

⇒ 水質検査の頻度：浴槽水が水質基準に適合しなかった場合や

源泉、配管の変更時等その他必要に応じて実施

➤ 下線斜体の項目は令和7年4月1日から適用です。

- ※ 塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、過マンガン酸カリウム消費量を測定してください。（水質基準：浴槽水は 25mg/L 以下、原湯等は 10mg/L 以下）

2 塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒をしてください。

- ・ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁（1日3回以上が望ましい）に測定し、記録をつけてください。
- ・ 記録は3年間保管してください。
- ・ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は消毒不要です。

遊離残留塩素濃度・・・0.4mg/L 以上（～最高 1.0mg/L）

<参考：代表的な塩素系薬剤の種類と特徴>

種類 特徴	塩素化イソシアヌル酸 ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	モノクロラミン
有効塩素 濃度	60～90%	5～12%	
主な形状	固形、顆粒状	液体	2剤の現地混合

<参考：残留塩素濃度の測定方法>

DPD 法の例



デジタル式の例



試験紙の例



<消毒に塩素系薬剤を使用しない場合>

次のいずれかに該当する場合に、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が適当と認めたときは消毒に塩素系薬剤を使用しないことが出来ます。

- ア 原湯又は原水のpH又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できない場合
- イ 原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合
(例：原湯と塩素系薬剤が反応して有毒な塩素ガスを発生する場合や、原湯の流入が多いかけ流しの浴槽で遊離残留塩素濃度を保つことができない場合)
- ウ 自身の施設にて有効性を検証確認した他の消毒方法を使用する場合

<他の適切な衛生措置>

定期的な水質検査、有効性を確認した消毒、浴槽配管等の定期的な清掃消毒等を実施することをいいます。

3 浴槽やろ過器等の清掃をしてください。

(1) 浴槽

- ろ過器を使用していない浴槽は、**毎日完全に換水**して清掃を行ってください。
- ろ過器を使用している浴槽は、**1週間に1回以上完全に換水**して清掃を行ってください。

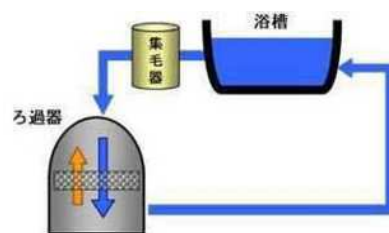
(2) ろ過器、循環配管

- 毎日、集毛器を清掃及び消毒**してください。
- 7日に1回以上、逆洗浄**を行い、ろ過器や配管内の汚れを排出するとともに、**高濃度塩素等による消毒**を実施してください。
- ろ過器の無い昇温循環配管や浴槽水の溜まる箇所は定期的に清掃及び消毒をしてください。
- 日常管理に加えて年に1回程度、配管内の生物膜の点検除去をしてください。

配管消毒の具体的な方法の例（7日に1回以上）

高濃度塩素消毒

- ①循環が可能な程度まで浴槽の水位を下げる
- ②塩素を高濃度に添加（5～10mg/L程度）
※材質によっては配管の腐食が起きるので注意
- ③数時間循環させる
- ④使用した湯を捨てる



4 貯湯槽内の湯の温度は、60℃以上に保ってください。 貯湯槽は、定期的に清掃及び消毒してください。

- 原湯、カラン、シャワー用の湯を貯める貯湯槽が対象です。
- 最大使用時にあっても55℃以上に保ってください。
- 60℃を維持できない場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯の消毒を行ってください。

<参考>設備の破損や温度計の性能について、定期的に確認してください。

定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水してください。

5 その他の入浴設備も、適切に管理してください。

- 気泡発生装置等（ジャグジー、ジェット等の微小な水粒を発生させる設備）がある場合は、定期的に清掃及び消毒し、内部に生物膜が形成されないように管理してください。
- 水位計と浴槽をつなぐ配管がある場合は、浴槽水の換水を行う際に配管を消毒し、生物膜を除去してください。



- 調節箱（洗い場やシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための箱）がある場合は、定期的に清掃及び消毒をしてください。
- オーバーフロー水及び回収槽の水は浴用に使用しないでください。ただし、これにより難しい場合は、回収槽及び配管内の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒してください。

6 レジオネラ属菌が検出された場合は、浴槽・ろ過器・配管等の点検、洗浄、消毒を行ってください。

気泡発生装置（ジャグジー、ジェット等）がある場合は、直ちに気泡発生装置の使用を停止し、同様に点検、洗浄、消毒を行ってください。

レジオネラ症に罹患してしまう人が出ないように、浴槽のみならず、ろ過器や配管内のバイオフィルムを十分に洗浄除去してから、消毒をしてください。

洗浄・消毒後、再度水質検査を実施し、レジオネラ属菌が検出されないことを確認してから、入浴設備の使用を再開してください。

7 手引書及び点検表を作成してください。

- 条例で定められた衛生基準を自主的に管理していただくために、「手引書」と「点検表」を作成して、従業する方がその内容を理解して作業にあたるようにしてください。
- 日常の衛生管理を行う責任者を定めてください。
- 点検結果の保管は3年間の望ましいです。



8 脱衣室等に以下の注意掲示をしてください。

- 浴槽内に入る前は身体を洗うこと
- 循環している浴槽水の誤飲をしないこと
- 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと

※ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は掲示不要です。

問合せ先

神奈川県平塚保健福祉事務所

環境衛生課

電話 0463-32-0130（代表）